

ご意見・ご質問	国土交通省の考え方
真壁造に限定する理由が不明確である。	一般に、告示第273号第2第四号の規定を満たすような真壁造で建築されたいわゆる伝統的家屋は、構造上十分な換気が確保できることから、換気設備の設置に関して一定の緩和措置を講じたものです。他方、大壁造の場合については、十分な換気が確保できるという知見が現時点では得られていないため、真壁造に限定して規定しています。
同一建物に増築する場合、換気設備は全て必要になるのか。	既存の建築物に増築する場合は、増築部分とともに、既存の建築物の部分についても、一定の換気を確保する必要があります。
実質的に浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量を算出するのは難しく、経年的な除去率の低下もあり、浄化装置による有効換気量の削減を明記してよいか疑問である。	居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備については、技術的知見の蓄積が十分に得られた後に、当該換気設備に関する技術基準を制定することとしており、当面は国土交通大臣の定める構造方法を定める告示は制定せず、大臣認定での対応を予定しています。
「給気機又は排気機の構造は、換気経路の全圧力損失を考慮して計算により・・・」とあるが、圧力損失の計算根拠となる、算式又はデータの指定が必要ではないか。計算根拠がないと計算の判定がバラバラになる恐れがある。	「建築物のシックハウスマニュアル」P248～P252を参照して下さい。
学校における換気設備の仕様を明確化してください。中央管理方式の空調設備を設置する場合は問題ないでしょうが、現実にはコスト面から、個別の換気装置(換気扇等)の設置も少なくないと思います。品確法では、24時間換気システムを設置する場合、住まい手による安易なシステムのON/OFを禁じていますが、改正建築基準法ではどのような対応となるのでしょうか。	学校の居室で個別の換気設備を用いる場合についても、法令に定める一定の換気量を確保する必要があることを示しているところであり、学校に限って特別の仕様基準を定める予定はありません。また、換気システムのスイッチは容易に停止されないものとするのが望ましいと考えています。
廊下に面して常時開放された開口部とみなされる有効面積を、外気に開放されたそれと同様に示すべきではないか。	換気経路となる開口部の有効面積の算定方法について具体的な基準を定める予定はありません。
単に「天井裏等の換気を行うものであること」とあるが、換気回数等風量に関する記述が無いのももう少し詳しい記述をお願いしたい。	天井裏等について機械換気設備による措置を行う場合は、居室の空気圧が当該天井裏等の部分の空気圧以上となるよう機械換気設備等による措置を講じ、空気圧により居室へのホルムアルデヒドの流入を抑制することとしていることから、特に換気回数等の風量について規定する必要はないと考えています。
式中のE(ホルムアルデヒドの発散量mg/h)の算出方法を明確にすべきである。仕上げ建材の試験結果の値を用いるのか、第1種、第2種等ホルムアルデヒド発散建築材料に応じた値を用いるのがこのままでは不明である。	第一種、第二種等のホルムアルデヒド発散建築材料に応じた値を用いることを想定しています。
中央管理方式の構造方式は、殆どが当条項の但し書きで使うことになると思われるが、本文自体を実質的な運用ができるようすべき。	技術的な根拠に基づく技術的基準の提案をいただければ、改めて検討させていただきます。
天井高さが2.7メートル以下であっても、有効換気量が確保されていればよいのではないか。	一般的に有効換気量が低減可能な天井高さについての特例を定めているものです。
天井高さが2.9メートル以下であっても、有効換気量が確保されていればよいのではないか。	一般的に有効換気量が低減可能な天井高さについての特例を定めているものです。
有効換気換算量を使用するためには、「空気を浄化して供給する方式の機械換気設備」を設置することが必要であるが、現状の説明では不十分である。補足資料等を用意していただきたい。	居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備については、技術的知見の蓄積が十分に得られた後に、当該換気設備に関する技術基準を制定することとしており、当面は国土交通大臣の定める構造方法を定める告示は制定せず、大臣認定での対応を予定しています。
換気回数は、建物の漏気による換気回数を一定量見込んで設計できるように基準に盛り込むべき。	機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。

<p>居室(常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下やその他の建築物を含む)としているが、「通気が確保」される場合の運用基準(建具種類や隙間面積等)を示していただきたい 下記の事例の場合の取り扱いは如何に? ○事例:住宅で、第1種換気設備(ダクトレス)により、各居室に給気口を設け、水周りに排気扇を設けて換気を行う場合 1)和室の押入れ(通常の襖戸)は、小屋裏等の扱いとして仕上げ材の規制(FC0、E0)に適合していれば、換気対象から除外すると考えてよいか。 2)仕上げ材の面積規制は、各居室毎に面積算定するのではなく、換気経路にあたる室全体として計算して満たしていればよいか。 3)換気経路となる廊下は居室扱いとなるが、換気経路上にない納戸は、小屋裏等の扱いとして仕上げ材の規制に適合(FC0、E0)していれば、換気計算の対象からは除外できるとしてよいか。</p>	<p>「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照してください。 1)～3)のいずれもご指摘のとおりと考えています。</p>
<p>換気のための給気口の必要面積は、火気使用室の給気口が設置されている場合は、当該給気口の面積を合算して設定できるよう取り扱いされたい。</p>	<p>建築基準法施行令第129条の2の6等、換気設備に求められる技術基準に適合するものであれば構いません。ただし、火気使用設備用の吸気口と併用する場合には、当該吸気口により一様にシックハウス用の換気が可能であるか確認して頂く必要があると考えています。</p>
<p>有効換気換算量の算定を行うためのQ、C、C<sub>p</sub>の数値の求め方を示していただきたい。</p>	<p>居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備については、技術的知見の蓄積が十分に得られた後に、当該換気設備に関する技術基準を制定することとしており、当面は国土交通大臣の定める構造方法を定める告示は制定せず、大臣認定での対応を予定しています。</p>
<p>真壁造のうち壁に合板その他これに類する建築材料を用いないものに限る。となっているが、 ① 一般的に使用されているラスボードなどを下地に使用する場合も対象と考えて良いか。 ② また、サッシの枠はアルミなどの金属製だが、それを取り付ける枠が木であれば、対象と考えてよいか。</p>	<p>①ラスボードは、合板その他これに類する板状に成型した建築材料に該当するものと考えています。 ②住宅等で使用されている通常の木製サッシは、一定の気密性を有することから、「木製枠で通気が確保できる空隙(隙間)を有する」建具には該当しないと考えています。</p>
<p>① 「常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される」の解釈が、各行政庁によってばらつかないように、明確に示して戴きたい。 特に、アンダーカットドアは引き違い戸の扱いや仕様について。 ② また、アンダーカットドア等を介して通気が確保されている居室と廊下等において、強制換気により、通気が一方方向の場合、「相互に通気が確保される」にはあたらないことを明示して戴きたい。 この解釈の際によっては、別紙のように換気量の設計や使用建材の制限が大きく異なって来る。廊下等の非居室の気積まで含めて換気量を設定すると、居室にとっては大幅な過換気となる場合が想定される。</p>	<p>「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照してください。</p>
<p>換気を行うべき居室の定義を明示していただきたい。浴室、トイレ、玄関、階段スペースなどの空間は必要換気量の計算のとき、どう取り扱うべきかを含めて明らかにしていただきたい。</p>	<p>居室とは、「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これに類する目的のために継続的に使用する室」であり、原則として、住宅の浴室、トイレ、玄関、階段等については居室に該当しません。</p>
<p>冬期の換気回数については、基準値を小さい値にして、新たに設定していただきたい。0.5回/h～0.7回/hの換気を行う住居では、冬期は0.3回/h～0.5回/hとする、など。</p>	<p>機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>給気口、排気口または、給気機、排気機の構造は、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないものとは、連続の換気が担保されていることと解釈するが、保持に支障がある状態とは、どのような状態のことを指すのか具体的に示していただきたい。</p>	<p>ご意見等も踏まえ、告示案の修正を行いました。</p>
<p>換気設備の入り切りスイッチは、切ると計画換気が行われなくなることを居住者に知らしめるための注意書きの貼り付け、あるいは長押しをすることによって初めて切れるなどの処置を施したものと、していただきたい。</p>	<p>「建築物のシックハウスマニュアル」P257において、特に住宅の場合は、居住者が常時換気設備を適切に作動させるよう、常時運転を指示する注意書きの貼り付けのあるもの等、スイッチに工夫を行うことが望ましいとしています。</p>
<p>有効換気量を算出するにあたり、その測定方法は、JISB8628全熱交換器の9.5有効換気量試験、または(財)ベターリビングBL認定基準の有効換気量試験とすることとしていただきたい。</p>	<p>換気設備の有効換気量については、メーカーのカタログ値等によることができるため、有効換気量の測定方法を規定する必要はないと考えています。</p>
<p>天井裏等に第一種及び第二種のホルムアルデヒド発散建材を使用する場合で、換気設備が第一種換気を使用するときは、室内の空気圧が天井裏等の空気圧を下回らないと規定されているところを同等以上としていただきたい。</p>	<p>天井裏等の対策の一つの手法としては、室内の空気圧を天井裏等の空気圧が下回らないことが必要であると考えています。</p>

上項の規定は、室内の空気圧が天井裏等のそれより大きいことを、どのような方法で確認するのか、その方法や基準といったものを明示していただきたい。	「建築物のシックハウスマニュアル」P237を参照して下さい。
天井裏等の部分に換気設備を使用することになる場合、必要換気量はどれほどになるのか、その基準を明らかにしていただきたい。	天井裏等について排気を行うこと等で足りるため、具体的な基準等は定めていません。
メゾネット構造、吹き抜け、階段スペースなどの、天井高が高い部分での必要換気量を、一般居室部と分けて計算(天井高に応じた換気回数の緩和を含めた計算)し、全体の必要換気量は、この部分と一般居室の合算でよい、としていただきたい。	各居室等が、それぞれ法令上求められる換気量等を満たしていればよいものと考えています。
機密性能がC=15に相当する有効開口面積の、開口または隙間をもつ住宅とはどのような構造のものか、その評価基準を示していただきたい。	平成15年国土交通省告示第273号第2第四号に仕様基準を定めています。
大臣認定とは別に、換気設備の型式適合認定制度が設けられる場合は、その認定方式は簡便で、沢山の型式に柔軟に対応できることが必要である。例えば、ダクトは直管部入が1以下、曲がり部とが3以下を使用しているものを認定とか、屋外フードはとが5以下のものを仕様で認定するなど、緩和されたものとする。	大臣認定の運用の参考とさせていただきます。
技術的基準は夏期を想定した規定とのことであるが、冬期中間期の考え方も明確にすべき。	技術基準については、夏季等の自然換気量が少ない場合においても十分な換気が行えるよう設定しています。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。
居室単位で0.5回/h以上の換気回数が確保されていれば、居室以外の室(廊下、洗面所等)の換気は不問と考えてよろしいか。	居室のみで換気計画を計画している場合には、シックハウス対策の換気設備としてはそのとおりです。
居室毎に換気を行う場合は、居室単位で0.5回/h以上の換気回数を確保する必要があるか。	居室毎に基準に適合させる必要があります。
換気回数の計算において、冬期は常時換気システムの弱運転で0.4回/h程度の換気とし、夏期においては、強運転による0.5回/h以上の換気とすることは適法と考えて宜しいか?	機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。
換気回数の計算において、常時換気システムとして0.5回/h程度の換気設備を設置し、夏期においては浴室、洗面、トイレ等の個別に設置した換気扇を併用することにより、0.7回/h以上の換気確保されるとする換気方式は0.7回/hの換気システムと考えて宜しいか?	具体的な換気計画が適切であれば0.7回/hの換気設備と認められますが、個別の判断となると考えられます。
上記において、常時換気システムとして0.4回/h程度の換気とし、併用する浴室、洗面、トイレ等に設置した換気扇を強弱切替え運転することにより、冬期は0.5回/h、夏期は0.7回/hとする換気方式は、0.7回/hの換気システムと考えて宜しいか?	具体的な換気計画が適切であれば0.7回/hの換気設備と認められますが、個別の判断となると考えられます。
換気回数の計算において、常時換気システムとして0.5回/h程度とし、特に浴室にあっては、入浴時等の1時間に限り停止可能なスイッチ(自動復帰方式:浴室のみ)を使用した換気システムは、常時換気システムとして宜しいか?	入浴時等に浴室に設置された機械換気設備を短時間停止することは可能です。
換気計画に際し、住宅の居室は0.5回/h程度とし、換気経路となる廊下、洗面所等にあっては、0.3回/h程度として換気計算を行うことは適法と考えてよろしいか?	居室と一体的に換気する廊下等については、居室と同等の換気量を確保する必要があります。
対象建材を一部の室に多用する場合、当該室の換気量として0.7回/h程度を確保し、その他の居室等にあっては、0.5回/h程度の換気量とする換気システムは、それぞれの室の換気回数に応じ、使用する建材面積の制限を適用して宜しいか?	居室毎に独立した換気計画により換気を行う場合には、各居室において確保される換気量に応じて、ホルムアルデヒド発散建築材料の使用量を判断することは構いません。
リビング(10畳程度)のみが吹き抜けとなり、天井高が5.3m程度となる場合は、対象となる居室等の平均天井高として換気回数計算して宜しいか?	換気計画に応じて検討することとなります。
居室に付属する押入、物入の建具にアンダーカットがあり、当該物入等が換気経路となるが、直接外気に排気される換気方式にあっては、当該押入、物入は対象室以外とし、使用する建材も不問と考えて宜しいか?	ご意見の考え方で結構です。

<p>対象建材面積の床面積比の計算は、住戸単位となる場合、該当延べ床面積に対する平均の使用建材面積として宜しいか？</p>	<p>一体的に換気計画する空間毎に基準に適合すればよいこととなります。</p>
<p>換気経路上、住戸単位で基準を満足させる場合、換気回数計算及び対象建材床面積計算いずれも、押入、物入等の天井裏等を除いた面積として計算して宜しいか？ 又は、換気回数計算及び建材面積計算時の対象とする床面積が同一であれば、対象室の延べ面積又は住戸の延べ面積いずれの床面積を使用してもよいと考えて宜しいか？</p>	<p>居室としてみなされない押入等の天井裏等の床面積は、換気計算において参入する必要はありません。 また、換気計算においては、換気経路上の居室の延床面積を用いる必要があります。</p>
<p>換気経路となるトイレ等に壁面収納(物入れ)等を設置する場合、トイレにあっても、当該収納の面積も対象となるか？</p>	<p>当該壁面収納等が居室とみなされない場合は、その面積を換気計算において参入する必要はありません。</p>
<p>上記令の換気設備は全国一律の適用では無く、地域性を考慮した運用をお願いする。特に南九州(住宅金融公庫が定めた区分V)及び沖縄等の区域においては、条例で示された換気設備を木造住宅の居室に設けることは不用と考える。政令の運用としてこの地域を令第20条の7と同等とみなす(緩和規定を設ける)。</p>	<p>平成15年国土交通省告示第273号によって、十分な自然換気が確保されるような建築物については、換気設備の設置に関する緩和規定を設けています。</p>
<p>案において、換気設備の設置を求めないものとして挙げられている仕様以外に、一般的にある比較的隙間の多い既存住宅を既存不適格としないような使用の追加をお願いしたい。</p>	<p>平成15年国土交通省告示第273号によって、十分な自然換気が確保されるような建築物については、換気設備の設置に関する緩和規定を設けています。</p>
<p>1) 畳の下地材は「天井裏等」として上記告示の3の規制を受けると考えてよいか？ 2) 上記で「天井裏等」ではなく「内装仕上げ材」と解釈される場合、畳の芯材にボード類を使用する場合、畳の下地材と畳の芯材のうちホルムアルデヒド放散量の性能区分が劣る方で面積制限を受けると考えてよいか？</p>	<p>1) 畳の下地材が居室に係る天井裏等の部分に該当する場合は、一般的に、内装仕上げの部分ではなく、天井裏等の規制が適用されます。 2) 内装仕上げに該当する場合には、当該内装仕上げ材として基準に適合するよう面積制限が適用されます。</p>
<p>エレベーターの昇降路に関し 1) 小屋裏等とみなして良いのか、居室とみなさないといけないのか？ 2) 小屋裏等とみなす為の基準はあるのか？ 3) 住宅の居室以外の居室として見た場合、換気回数0.3回/hが求められるのか？ 4) 家全体として換気量計算を行う場合、昇降路もその容積に入れて、有効換気量との比で計算すれば良いのか？ 5) エレベーターがごの内装面、外装面両方が、ホルムアルデヒド発散建築材料の面積制限の対象になるのか？</p>	<p>1) 2) エレベーターの昇降路が居室に係る天井裏等の部分に該当する場合は、一般的に天井裏等の規制が適用されます。 3) ご意見のとおりです。 4) 当該昇降路が換気経路上にあり、かつ、居室としてみなされる場合は、その容積を参入して換気計算を行うものと考えます。 5) 上記の場合であれば、ご意見のとおりです。</p>
<p>居室の天井裏等で除外される気密の条件として省エネ法という地域区分に関わらず、隙間相当面積を5cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>以下とするような構造方法であれば良いのか？</p>	<p>基準に定める仕様のとおりです。</p>
<p>基礎断熱工法において居室空間と床下空間とを一体的に換気を扱わない場合は、床下空間は「天井裏等」の対策でよいこととしていただきたい。</p>	<p>床下空間が居室に係る天井裏等の部分に該当する場合は、一般的に天井裏等の規制が適用される。</p>
<p>床下空間を経て居室に給気する経路の換気構造の場合、 1) 床下空間の必要換気量はその他の居室の扱いになるのか 2) また、床下空間内の建材は仕上げ材として居室空間内の建材と同様に面積規定計算に算入されるのかを明確にしてください。</p>	<p>1) 給気される居室と同等の換気回数が必要となります。 2) ご意見のとおりです。</p>
<p>常時運転する複数の換気扇から成る換気構造については簡単にOFFできない措置が必要と思われるが、下記のように作動スイッチの技術基準を明確にしてください。 スイッチにふたをつける等用意に操作できない措置をとるか、明確に表示した1つの集中スイッチをもうけたり、または、明確に表示した複数の個別スイッチを設けることとする。</p>	<p>「建築物のシックハウスマニュアル」P257において、特に住宅の場合は、居住者が常時換気設備を適切に作動させるよう、常時運転を指示する注意書きの貼り付けのあるもの等、スイッチに工夫を行うことが望ましいとしています。</p>
<p>換気構造の給気口は、台風時等に雨・風の吹き込みを防止するため、手動で閉じることができる必要があるため、このような手動で閉鎖可能な給気口は使用できるようにしてください。</p>	<p>常時換気システムに係る給気口は、常時開放することができるものであればよいこととしています。</p>

<p>法案の内容を拝見する限りでは一般の住宅は気密性高い(気密住宅的な扱い)という位置付けかと思いますが、天井裏の制限についてある気密層という解釈ですが…</p> <p>例えば在来軸組みで充填断熱を施す場合、グラスウール系断熱材を使用した時に防湿層フィルム付の商品が多いのですが、この部分辺りを気密層という位置づけをして良いのでしょうか？</p> <p>実際のところは仕上げにあたり石膏ボードを張りますからある程度気密層的に確立されると思うのですが(もちろん省エネ法の使用に準拠した上でです)</p>	<p>気密層又は通気止めの判断については、「建築物のシックハウスマニュアル」P60、P61を参照されたい。</p>
<p>試案への意見に対する回答の中で「機械換気設備の基準で求めている換気回数は当該機械換気設備のポテンシャル」とのコメントがありました。それを踏まえて以下の対応に問題がないか確認したい。</p> <p>① シックハウス対策としては換気回数を満足する機械換気設備を設置する(冬期以外において連続運転)</p> <p>② 冬期においては、品確法で定められた計画自然換気(0.5回/h)に対応する(機械換気は停止)「ハイブリッド換気」とする</p>	<p>機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>気密施工の定義を「石膏ボード等の材料で仕切られたもの」として気密テープ等の施工を省略して頂きたい。</p>	<p>気密層により天井裏等の対策をとる場合には、基準に適合するよう気密層を確保する必要があります。</p>
<p>「居室の天井裏、小屋裏、…その他これらに類する部分の下地、断熱材その他これらに類する面材の部分」に屋根野地板は含まれないと判断して良いのですか。</p>	<p>当該屋根野地板が居室に係る天井裏等の部分に該当しない場合は、一般的に、天井裏等の規制は適用されません。</p>
<p>常時換気の最終出口が「浴室」とされた場合は特に冬場に於いて使用者の「寒い」という問題、即ち利便性が大きく損なわれる可能性が考えられる。</p> <p>特に高齢者などの安全性に於いて常時換気の風が入浴時にもよく室内を流れる「寒い浴室」はヒートショックなどを引き起こし、危険ですらあると考えます。</p> <p>現在、浴室の換気扇は入浴時に「切」にし、入浴後に「入」にするのが一般的な使い方であり、浴室仕様の利便性や安全性を考慮し、常時機械換気の建物最終出口を浴室とすることに、何等かの制限を付記して頂きたいと考えます。</p>	<p>入浴時等に浴室に設置された機械換気設備を短時間停止することは可能です。</p>
<p>「給気口～は通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないものであること。」とありますが、室内側の給気口で台風時の風雨やコールドドラフトをふせぐために人為的全閉機能をそなえたものが、開放又は作動した状態の保持に支障があるものにはあたらぬ考えますが。</p>	<p>常時換気システムに係る給気口は、常時開放することができるものであればよいこととしています。</p>
<p>換気設備の義務化には、心より賛意を表します。ただし、換気回数が一律0.5回/hというのは科学的でなく、省エネの障害になりかねません。</p> <p>カナダでは、必要給気量と必要排気量の両方を計算させ、いずれか大きい方に準じています。</p> <p>マンションを前提に考えれば、0.5回/hは非常に正鵠を得ています。しかし、過去10年間に渡り、建設大臣認定制度で行ってこられたR-2000住宅の300余件数に及ぶデータでは、0.5回/hは、120平方m以上の戸建住宅、なかんずく150平方m以上の住宅にあっては過剰換気となり、省エネという国益から考えて不適当と考えられました。</p> <p>したがって、原則はどこまでも0.5回/hとし、上記の基準で個別に計算した場合は、この限りにあらず、としていただくのが現実的であり、かつ省エネという国益にかなうものと考えます。宜しくご検討のほど、お願い申し上げます。</p>	<p>有効換気量の計算に当たっては、給気量又は排気量のうち、いずれか大きい方を換気量として用いて構いません。</p>
<p>4号の対象を拡大してください。 例：高気密・高断熱住宅以外の住宅</p>	<p>平成15年国土交通省告示第273号によって、十分な自然換気が確保されるような建築物については、換気設備の設置に関する緩和規定を設けています。なお、当該基準に適合するもの以外については現時点では必要な換気量が常時確保されるという技術的知見が得られていません。</p>
<p>「換気設備の設置免除」で合板等の面材を使用しない真壁造～(伝統家屋)とあるが、無垢板仕上げの大壁造についても免除できないのか？ 免除であれば、「無垢板：規制対象外」と明確に記してほしい。</p>	<p>一般に、告示第273号第2第四号の規定を満たすような真壁造で建築されたいわゆる伝統的家屋は、構造上十分な通気が確保できることから、換気設備の設置に関して一定の緩和措置を講じたものです。他方、大壁造の場合については、十分な換気が確保できるという知見が現時点では得られていないため、真壁造に限定して規定しています。</p>

<p>各種換気方式における換気量の計算方法を明示していただきたい。</p> <p>各居室の有効換気量の算出に用いる床面積は廊下等、換気計画画居室と一体的に換気を行う部分がある場合は、居室に廊下等を加えた床面積とするよう示されていますが、居室に機械給気し、廊下等が換気経路上、居室の下流側となる場合は居室のみの床面積とすることを認めていただきたい。</p>	<p>換気経路上にある廊下等の非居室から居室への空気の流入がない場合は、当該廊下等については、居室としてみなす必要はないものと考えています。</p>
<p>換気設備の操作スイッチの仕様を明示していただきたい。「居室の通常の使用時に、作動等の状態の保持に支障が生じないものであること。」の例としては以下の方式を認めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「常時運転を支持する注意書きの貼付け」あるいは「切ボタンにカバーをかける」「長押しで作動する切スイッチ」等の構造のもの</li> <li>・常時運転の浴室換気設備による冬の冷気流対策として、自動復帰する1時間程度の一時停止スイッチ</li> </ul>	<p>「建築物のシックハウスマニュアル」P257において、特に住宅の場合は、居住者が常時換気設備を適切に作動させるよう、常時運転を指示する注意書きの貼り付けのあるもの等、スイッチに工夫を行うことが望ましいとしています。また、表示方法の例は「建築物のシックハウスマニュアル」に掲載しています。</p>
<p>(原則)開放型ストーブ、開放型ガス調理器等の室内空気汚染の可能性のある機器の使用は禁止とし、換気回数は0.5回/hとするが必要換気量を計算により算出した場合はこの限りではない。ただし最低換気量を0.3回/hとする。</p>	<p>建築基準法令で開放型ストーブ等の使用を禁止することは困難と考えています。</p>
<p>「評価方法基準の第5の6-2(3)⑤～⑧・・・により換気回数を算出・・・」</p> <p>上記の評価方法基準は品確法の計算式をさすが、ダクト式換気システムの圧損計算(風量計算)に当たり、もっと簡易で正確な風量を算出できる計算手法(ツール)の統一化が必要と思われる。</p>	<p>現時点では、その他の簡便な計算方法が確立されていないことから、別の技術的基準を定めることは困難です。具体的な技術的根拠を添えて、基準等の案をご提案頂ければ、今後の技術的基準の充実の参考とさせていただきます。</p>
<p>廊下やトイレ、洗面室を換気経路とした場合、建材の使用面積計算は居室とそれら換気経路とした部屋の合計面積で計算すると理解しています。換気回数計算も同様に居室と換気経路とした部屋の合計気積と換気量から算定するものと理解してよろしいですか？</p>	<p>ご意見のとおりと考えています。</p>
<p>メンテナンス時を除き、常時0.5回/hを確保することと理解していますが、一時停止モードを設定することはできないのでしょうか？特に第3種換気においてコールドドラフトを感じてしまうような場合においては、一時停止又は0.5回/hを下回る換気量の弱運転の設定はできないのでしょうか？</p>	<p>入浴時等に浴室に設置された機械換気設備を短時間停止することは可能です。また、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>ももとの基準策定は夏期を想定し、0.5回/hの換気回数と理解していますが、冬期についても換気回数の低減は図れないと理解してよろしいのでしょうか？</p>	<p>冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>配管経路の圧力損失と換気扇の風量静圧特性から換気風量を算定する場合、品確法の算定方法と同じと理解してよろしいのでしょうか？現在の品確法と異なるのは換気回数の基準と気積の算定方法と考えてよいのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品確法の判定方法の考え方は下記と理解しています</li> <li>①配管を伴う場合：最長管の圧力損失係数を算定し、必要風量が流れた時の圧力損失と換気扇の機外静圧とを比較し判定する。</li> <li>②配管を伴わない場合(壁取付換気扇の場合)：換気扇の開放状態の換気量と必要換気量を比較して判定する。</li> <li>・換気扇の風量静圧特性はメーカー表示値を使う。</li> <li>・配管部材の圧力損失係数はメーカー表示を使ってもよい。</li> <li>・建物の給気側(給気口や隙間)の圧力損失は考慮しなくてもよい。</li> </ul>	<p>品確法の算定方法と同じもので結構です。</p>
<p>① 換気扇の型式認定が可能と理解していますが、施行規則が公布された時点で、性能評価機関が指定され、事前審査を実施していただけるのでしょうか？</p> <p>② また、この場合の評価は品確法の全般換気の部分型式時と同様と理解してよろしいのでしょうか？</p>	<p>指定認定機関が指定されれば当該機関で型式適合認定等を行うこととなります。その際の審査は品確法とは趣旨等が異なることから、異なる部分も生じるものと考えています。</p>
<p>天井裏等の制限</p> <p>① 気密層の取り扱い。品確法の気密特認をもって省エネ告示と同等以上のものを設けた部分として認めて頂けるのでしょうか？</p> <p>② 天井裏等の下地材は具体的にどこまで指すのでしょうか。ボード類までか野縁までも含むのでしょうか？</p> <p>③ 天井裏等に建築材料による措置又は換気設備による措置を行った場合、その天井内部に納まっている部材の制限はかかるのでしょうか？</p>	<p>①品確法とは趣旨等が異なることから、同様の取り扱いをすることは困難と考えています。</p> <p>②③野縁等が、居室に係る天井裏等の部分に該当する場合は、一般的に、天井裏等の規制が適用されます。</p>
<p>全ての居室が換気回数0.5回/h以上となった場合、現状の省エネルギー性能の熱損失係数の計算との整合はどのように考えればよろしいのでしょうか？</p>	<p>別の基準であり、それぞれのチェックが必要となります。</p>

<p>冬季の換気回数を基準値の1/2として頂きたい。(0.3回/h以下の場合0.3回/hとする)</p>	<p>冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>「常時開放された開口部を通じて居室と相互に通気確保される廊下…」とありますが、開口部の面積は？</p>	<p>通気確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。</p>
<p>居室の天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他…とあるが、「押入などの収納部」は居室とみなすか天井裏とみなすか？</p>	<p>居室と一体的に通気を行い、排気側となる場合、押入等の収納部は居室としてみなすこととしています。</p>
<p>換気設備に関する大臣認定取得のための具体的手続きの内容、及びその指定評価機関名を明示して頂きたい</p>	<p>指定性能評価機関が指定された段階で公表することを予定しています。</p>
<p>天井裏に換気設備を設置する場合の換気回数はいくつに設定すればよろしいのでしょうか</p>	<p>天井裏等の対策として当該部分を換気する場合には、当該部分について排気を行うことで足りる。</p>
<p>「居室(常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気確保される…)」 開口部の基準を明確にしてください</p>	<p>通気確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。</p>
<p>漏気分の効果を再度検討して頂きたい</p>	<p>機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>第129条の2の6第2項で規制される給気口の基準に、通気確保できる隙間の基準追加を検討していただきたい。</p>	<p>機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>①居室と相互に通気確保される場合は、居室扱いとして面積制限を受けることになるが、「通気確保」される場合の運用基準(建具種類と隙間面積、アンダーカットの寸法等)を示していただきたい ②また、和室の押し入れ(通常の襖戸)は通気確保できる扱いか</p>	<p>通気確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。</p>
<p>第1種換気設備で、各居室に給気口を設け、水廻りに換気扇を設けて換気を行う場合の取扱いはどうなりますか。 仕上げ材の面積規制は、各居室毎に面積算定するのではなく、換気経路に当たる室全体として計算して満たしていればよいか。 ①その場合は、アンダーカット等による通気確保が無い、押入、納戸は屋根裏扱いとし(仕上げ材FC0、E0を満たす)、また、換気計算の対象からは、押入、納戸は除外扱いでよいか。 ②換気経路となる廊下は居室扱いとなるが、居室の押入・物入れや換気経路上にない納戸は、アンダーカットの有無に関わらず、小屋裏扱いとして、仕上げ材をFC0、E0を満たしていれば、換気計算の対象からは除外できないか。</p>	<p>第1種換気設備で、各居室に給気口を設け、水廻りに換気扇を設けて換気を行う場合も、必要な換気量が確保されていれば構いません。また、仕上げ材の面積規制は、換気経路に当たる室全体として計算して構いません。 ①ご意見のとおりと考えています。 ②居室と一体的な換気経路上にない納戸等については天井裏等の部分として取り扱うこととしています。</p>
<p>①給気口は、火気使用室の給気口と兼用で設定してよいか。 ②また、開閉機能付でもよいか。</p>	<p>建築基準法施行令第129条の2の6等、換気設備に求められる技術基準に適合するものであれば構いません。ただし、火気使用設備用の吸気口と併用する場合には、当該吸気口により一様にシックハウス用の換気が可能であるか確認して頂く必要があると考えています。また、常時換気システムに係る給気口は、常時開放することができるものであればよいこととしています。</p>
<p>押入等の収納スペースは、建具のアンダーカット等により居室一体とみなされる場合を除き、天井裏等に該当するとありますが、この場合の建具のアンダーカット等の解釈はどのようなものか？以下のものはアンダーカット等に当たるのかどうか？ ①通常の3～4mm程度の下部隙間 ②引き戸、引き違い戸の召し合わせ部の隙間</p>	<p>通気確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。</p>

<p>店舗併用住宅の場合の扱いについて</p> <p>①換気計画を別々に行う場合、住宅の居室と居室以外の居室として、別々に内装仕上げ制限、有効換気量計算を満足させればよいのか。その場合、居室と居室以外の部分を結ぶ部分に設ける建具に必要な条件は何か。</p> <p>②店舗部分の入り口が使用時において十分な開放性を有する場合は、店舗部分は、機械式換気不要で0.5～0.7回の換気回数確保されると判断し、住居部分を対象として、機械式換気設備を設けることになるのか？住居部分と店舗部分の境には建具あり。</p> <p>③②において、住居部分と店舗部分の境に建具がない場合、建物全体に対し機械式換気不要の適用は可能か？</p> <p>④入り口の開放性が確保されない店舗付住宅の場合において、店舗部分及び居住部分を一体として0.5回の換気計画を行い、内装仕上げ面積制限を建物全体に対し住宅の居室と居室以外の居室の制限値を用いて満足させてよいのか？</p>	<p>①換気経路ごとに有効換気量等の計算を行って構いません。また、通気が確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。</p> <p>②ご意見のとおりと考えています。なお、通気が確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。</p> <p>③ご意見のとおりと考えています。</p> <p>④ご意見のとおりと考えています。</p>
<p>メンテナンス時を除き、常時0.5回/hを確保することと理解していますが、一時停止モードを設定することはできないのでしょうか？特に第3種換気においてコールドドラフトを感じてしまうような場合においては、一時停止又は0.5回/hを下回る換気量の弱運転の設定はできないのでしょうか？</p>	<p>機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>給気機又は排気機の構造は、換気経路の全圧力損失を考慮して計算したものとしていますが、この方法は高度な知識・経験が必要とするためもっと単純明快にすべきではないでしょうか。たとえば、品確法で型式認定を取得している機器は、認定番号を記載すればよいなど。</p>	<p>別の基準であり、それぞれのチェックが必要となります。</p>
<p>換気設備の設置は結構なことであるが、省エネルギー対策が急務の今、このこととの整合性はどうか。換気がよくなれば必然的にエネルギー消費は増える。それとも、寒さ・暑さを我慢して(エネルギー消費や抑え)、健康被害を起こすかもしれない建材を使った家に住めということなのだろうか。要は、有害な建材を使わないことにつぎるのはないか。対症療法に走るから、このような矛盾が出てくると思う。</p>	<p>ホルムアルデヒドの放散の少ない建材の使用及び機械換気設備等による一定以上の換気量の確保の2つの措置によって、ホルムアルデヒドによる健康影響の少ない室内空気環境が得られるものと考えています。</p>
<p>換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設けた場合に相当する換気が確保される居室の構造方法に、既存建築物のうち比較的隙間の多い住宅が既存不適格建築物とならないような使用の追加をお願いする。</p>	<p>平成15年国土交通省告示第273号によって、十分な自然換気が確保されるような建築物については、換気設備の設置に関する緩和規定を設けています。</p>
<p>換気回数0.5回/h以上、0.3回/h以上等の表現は換気回数約0.5回/hもしくはおおよそ0.5回/h等と幅を持った表現として頂きたい。但し、約もしくはおおよそは±10%程度等明確にしておく</p>	<p>建築基準法令上の換気回数等は設計上の数値と考えています。</p>
<p>家具等ホルムアルデヒドを発生する恐れのあるものを持ち込まない居室を位置付けてほしい。</p>	<p>通常の居室については、所有者・利用者の変更等により条件が変わることから、一般的な居室の使用状況を踏まえ、基準を策定しており、持ち込まない居室を想定した一般基準を定めることは困難と考えています。</p>
<p>家電等のように、「危険」等の表示をきちっとすることで、ダクト(排気管)は設置するが、換気扇の設置と運転は居住者にまかせる選択肢も用意してほしい。</p>	<p>建築基準法令では使用方法までも規制することは困難ですが、供給者側から適切な情報提供をして頂くことも重要であり、パンフレット等によりPRに努めていきます。</p>
<p>計算によって計画しても換気回数が実際に現場で確保されないケースが多いが、気密性や風速によって換気量は左右されるがどうでしょう。</p>	<p>適切な換気計画に基づき、施工等を行うことが必要と考えています。</p>
<p>第2号から第4号までに規定される開口部及び隙間の定義が不明確である。</p>	<p>開口部等の換気有効な面積については「建築物のシックハウスマニュアル」に掲載しています。</p>
<p>比較的隙間の多い既存建築物については、告示(案)第2に該当する構造方法であるとしてほしい。</p>	<p>平成15年国土交通省告示第273号によって、十分な自然換気が確保されるような建築物については、換気設備の設置に関する緩和規定を設けています。</p>
<p>換気設備は、令(案)20条の6の適用を受ける建築物が使用されはじめてから、連続使用を前提とされているのか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えています。</p>
<p>2階建て戸建て住宅において、1階天井裏と小屋裏がパイプスペースで連通していれば、小屋裏に換気設備を設ければ、1階天井裏の換気も行うことができるものとみなせる</p>	<p>適切な換気計画が行われていれば、ご意見のような対策も可能であるとと考えています。</p>
<p>①政令施行時において、既存建物の居室は原則適用除外としてもらいたい。 ②①の適用除外ができない場合は政令施行時以前5年以上経過している建物の居室で増築や改修等を行わない居室については、第20条の7と同等とみなし、適用除外としてほしい。</p>	<p>既存の建築物の部分であっても、当該建築物を増築等する場合は、換気設備の設置が必要となります。</p>

<p>①居室のかつこ書きで「常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気確保される廊下その他の建築物の部分を含む。」とありますが、どの程度の開口部があれば通気確保されると考えられるのでしょうか。</p> <p>②また、住宅で1階の居室及び廊下、階段並びに二階の廊下及び居室がつながっているような場合では、すべての部分が「常時開放された開口部を通じてこれと総簿に通気がかくほされる廊下その他の建築物の部分」と考えてよろしいのでしょうか</p>	<p>通気確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。</p>
<p>「真壁造の建築物の居室で、外壁の開口部に設ける建具に木で造られた枠を用いたものであること」とありますが、真壁造の建築物の居室の壁の一部が真壁ではない場合は対象とならないのでしょうか。</p> <p>もし対象となるのであれば、居室全体の壁の面積に占める真壁の部分の面積の割合は、どのくらいまでであれば対象と考えるのでしょうか。</p>	<p>真壁造でない壁のある居室については、一般基準による対策を講じる必要があります。</p>
<p>「当該居室の使用時に外気に開放される開口部」の規定が不明確であり、具体的な規定にすべきであると考えます。</p>	<p>外気に解放される開口部については「建築物のシックハウスマニュアル」に掲載しています。</p>
<p>建材の新しい規制が定着するまで、2年間ほど試運用機関として自然換気量の基準を緩和すべき。</p>	<p>機械換気設備については、建築物の隙間相当面積による自然換気量が確保できない場合においても十分な換気が行えるよう設計する必要があります。なお、冬季の換気については、建築物の隙間相当面積に応じて見込まれる自然換気量を考慮し、風量調節スイッチ等による換気量の低減等の措置を行うことは可能と考えています。</p>
<p>今回の政令・告示に上記の換気設備の義務付けとありますが、はたして換気をすれば解決するのでしょうか。それに、換気機器の費用とは別に、電気代はどうなるのですか。省エネルギーを推奨しながら24時間の換気に係る費用は考えておられるのでしょうか。ただ換気システムを設置すれば解決するものではないと思います。大方の人々は電気代の節約の為に、スイッチを切ったままの状態が続くのではと考えてしまうのです。箱ものを設置すればそれで解決、というのはもう止めて頂きたいものです。あおれよりも建材を発生しないものにするとか、新しい技術の開発または提案等に力を入れるべきではないでしょうか。要するに出口規制というか、基準以内に抑えるということをもっと重要視するべきだと思います。一部の業界(家電メーカー等)の保護とは考えたくないですが、箱ものさえ取り付ければ良い、という考えは決してしないで頂きたいです。国民の健康と生命の安全がかかっています。よくよく議論していただき建築業界が良心ある住まい作りに取り組むよう検討してください。期待いたしております。</p>	<p>建築物における省エネルギー性の向上も重要な問題であると認識しておりますが、同様に、建築物におけるシックハウス対策も重要であると考えております。</p>
<p>寒い地域でかつ目前を国道が走る場所に居住しており、今後住居を建替えの際にこのような換気扇や給気口を設けられると騒音の問題や冬期の冷気侵入、暖房費の増加が予想され、環境の観点からも望ましくないと考える。換気量のみの規定だけではなく、もっと計画的な換気、温熱環境や騒音にも配慮した換気を促すよう配慮すべきである。</p>	<p>騒音等の問題も重要な問題であると認識しておりますが、同様に、建築物におけるシックハウス対策も重要であると考えております。</p>
<p>1つの換気設備で複数の居室を一体に換気する場合は、換気量計算時のように複数室を一体の居室として計算を行って問題ないか。(補足)「令20条の5第2項」での居室は「廊下その他の建築物の部分を含む。」が括弧書きされているが、この表現と換気での「二以上の居室に・・・」の表現が異なる。</p>	<p>ご意見のとおりと考えています。</p>
<p>建物全体を第3種換気により換気する場合、建物全体として有効換気量を満たしていることを排気量を本に確認することは可能であるが、個々の居室の換気量(換気回数)を確認することは設計時には困難である。全体換気量での換気回数確認のみで問題ないか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えています。</p>
<p>換気設備の圧力損失の計算方法は規定されるか。</p>	<p>「建築物のシックハウスマニュアル」P248～P252を参照して下さい。</p>
<p>技術的基準で適用外となるものに「中央管理方式の空気調和型設備を設ける建築物の居室」とあるが、これはいわゆる24時間換気システムを含むのかどうか明確にして頂きたい。</p>	<p>中央管理方式の空気調和設備とは令第20条の2第1号ロに定義するものをいい、かならずしもいわゆる24時間換気システムとは一致しません。</p>
<p>技術的基準で適用外となるものに「中央管理方式の空気調和型設備を設ける建築物の居室」とあるが、これはいわゆる24時間換気システムを含むのかどうか明確にして頂きたい。</p>	<p>中央管理方式の空気調和設備とは令第20条の2第1号ロに定義するものをいい、かならずしもいわゆる24時間換気システムとは一致しません。</p>
<p>第3種換気の場合、換気量は排気量でとらえればよいのか？</p>	<p>ご意見のとおりと考えています。</p>

換気装置は適切な能力をもっているだけでよいのか？	建築基準法令では使用方法までも規制することは困難ですが、供給者側から適切な情報提供をして頂くことも重要であり、パンフレット等によりPRに努めていきます。
「天井裏等」にはユニット式バスコアと隣接する間仕切り壁との間の空間やエレベータかごと隣接する間仕切り壁との間の空間も含まれると考えられる。	当該部分が居室に係る天井裏等の部分に該当する場合は、一般的に、天井裏等の規制が適用されます。
一般の住宅の場合、ホルム規制の対象となる居室とは、採光が必要な居室と基本的に考えてよいか。	住宅の場合には、ご意見のとおりと考えています。
また、これら居室と換気上相互に通気が確保されている換気上の廊下も居室とみなすと規定されているが、その経路上(廊下)に接するトイレ、物入れ等の居室ではない空間は、通常の建具使用で、換気上相互に通気が確保されていないと判断して頂きたい。・居室又は換気経路上に接する空間の例:トイレ、物入れ、納戸、押入れ、クローゼット等	換気経路上にある廊下等の非居室から居室への空気の流入がない場合は、当該廊下等については、居室としてみなす必要はないものと考えています。
通気性を確保するための建具のアンダーカット等考えについては、運用時までにとのコメントがあるが、それに当たらない所謂隙間は居室との一体性がないと考えてよいか。	通気が確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。
増改築の時の既存部分の換気設備に着いて何らかの、緩和規定又は適用除外の創設を望みます。	既存の建築物の部分であっても、当該建築物を増築等する場合は、換気設備の設置が必要となります。
室内空気汚染対策として、換気対策を進めることはあくまで応急措置であり、根本的な対策ではない。換気施設は、設置技術の欠陥や、ショートサーキット現象により室内空気全体の入れ替えが計算どおり行われなかったことなどにより、有効でない場合も多い。室内汚染物質をできるだけ使用しない建築・施工方法の確保、適切な素材の流通、施主及び施工業者に対する情報の提供及び教育支援などが行われなければ、室内空気汚染の発生を予防することは出来ない。	パンフレットの配布や講習会の開催等により、改正の内容・趣旨等のPRに努める予定です。
空気清浄機能を換気量に換算すべきではないと考える。空気清浄機能を換気量としてカウントすることは、空気入れ替えによる換気量の抑制を認めることになる。全般換気の目的はホルムアルデヒド、VOC濃度の低減だけでなく、その他の汚染物質の除去、特に水蒸気の排出(結露防止)という目的もある。エンドユーザーも全般換気に対し、結露防止に期待する部分も多いのが現状である。空気清浄機をホルムアルデヒド除去率だけで、空気入れ替えによる換気と同様に扱うべきではなう。	ホルムアルデヒド対策としては、評価できることから基準に取り入れています。なお、その他の換気の効果についても「建築物のシックハウスマニュアル」では言及しています。
天井高さ2.7m或いは2.9m以上の場合は、住宅においては「吹き抜け」しか該当しない。運用上、住戸を一体で扱う場合が殆どと考えられ、その場合、吹き抜け空間を仮想床として扱う方がわかりやすく階高に相当する吹き抜け空間は、仮想床として換気量を算出するようにして欲しい。	安全側の計算を行うことは許容されると考えています。
換気上別の建物とみなされる場合には、原則として居室ごとの規制とするよう検討するとされていたが、内容を具体的に示すべきと考える。	換気上一体の空間の考え方については「建築物のシックハウスマニュアル」では言及しています。
大規模建築物にごく僅かな増築を行う場合に既存遡及を行うのは現実的な規制ではないので、新たな方向を検討すべきである。	既存の建築物の部分であっても、当該建築物を増築等する場合は、換気設備の設置が必要となります。
相互に通気が確保される廊下等を含めて換気できるとあるが「通気確保される状態」を具体的に定義すべきと考える。	通気が確保される建具の考え方については、「建築物のシックハウスマニュアル」P184を参照して下さい。
確実な換気の実現を重点とした政令・告示の骨子には賛成であるが、そのために生じる冷暖房機器の電力消費量アップ及び外気の強制侵入による不快感等により、使用者が換気昨日を停止してしまう恐れがある。その抑止策(解決策)として、熱交換機能を有する装置を導入することにより省エネルギー並びに快適性向上が図られ、各種の条件における換気の省令がより徹底されるものと考えられる。	熱交換機能については、義務付け等は紺案であると考えていますが、「建築物のシックハウスマニュアル」では言及しています。
現在使っています建築材料や換気設備が施工日以降も使用できるよう、早急な大臣認定をお願いいたします。	円滑な施行が確保されるよう努力してまいります。
JIS/JASの認定のための試験が、APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)とILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認協定(Mutual Recognition Arrangement)、またその他の国際協定の推進とどのように関係してくるか、明確にしていきたいと思えます	JISについては経済産業省、JASについては農林水産省にお問い合わせ下さい。

<p>政令案では「非ホルムアルデヒド系接着剤」及び「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等」を使用した建材と、無垢材について規制の対象としないという記述がありません。これらの建材が規制除外対象とならないのであれば、「非ホルムアルデヒド系接着剤」及び「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等」を使用するメリットが無く、ホルムアルデヒドを規制するという今回の基準改正の目的に反しているように思われます。</p>	<p>規制対象となる建材を規定することにより、それ以外の建材が規制対象外であることは明かです。なお、「建築物のシックハウスマニュアル」では主要な規制対象外建材について言及しています。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------